

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例

1 主 旨

平成30年4月に産後ケアセンターを区立施設とするにあたっては、区立産後ケアセンターが児童福祉法や母子保健法等における位置づけがないことから、「世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例」に基づく事業を実施する施設として運営を行ってきた。令和元年12月に母子保健法が改正されたことにより、産後ケア事業は母子保健法に基づく事業とされ、令和3年4月1日に施行されることとなった。これに伴い、区立産後ケアセンターを母子保健法に基づく産後ケア事業を実施する施設として位置づけることとし、そのために必要な規定の整備を図るため、条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

- (1) 区立産後ケアセンターを母子保健法上で規定する産後ケア事業を実施する施設とするため、条例名を「世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例」から「世田谷区立産後ケアセンター条例」に改める。
- (2) センターの施設を医療法に規定する助産所及び母子保健法第17条の2に規定する産後ケアセンターとする。(第3条関係)
- (3) 母子保健法に基づく施設を運営するにあたり、その他必要な規定の整備を図る。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和3年4月1日

5 今後のスケジュール (予定)

令和3年 2月	第1回定例会 (条例改正案提案)
令和3年 4月1日	改正条例施行

改正後	改正前
<p>○世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例 平成29年10月3日条例第45号</p> <p>改正 平成30年3月6日条例第32号</p> <p>世田谷区立産後ケアセンター条例</p> <p>世田谷区では、少子化や核家族化が進む中で、出産直後の母及びその子が安心して利用できる産後ケアセンターをつくり、平成20年より事業を開始した。</p> <p>産後ケアセンターは、多くの母子を受け入れ、乳児との生活への適応及び母の自己手当能力の向上の促進並びに地域における仲間づくり及び子育てに関する情報の提供等を行い、都市型の実家機能を補ってきた。こうして積み重ねてきた実績を受け継ぐ区立の産後ケアセンターを設置し、着実に事業を運営するため、この条例を定める。</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 子育てをしやすい環境づくりの促進及び児童虐待の未然防止を目的として、母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)第17条の2第1項に規定する産後ケア事業(以下「産後ケア事業」という。)を実施するため、世田谷区立産後ケアセンター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 世田谷区立産後ケアセンター</p> <p>(2) 位置 東京都世田谷区桜新町二丁目29番6号</p>	<p>○世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例 平成29年10月3日条例第45号</p> <p>改正 平成30年3月6日条例第32号</p> <p>世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例</p> <p>世田谷区では、少子化や核家族化が進む中で、出産直後の母及びその子が安心して利用できる産後ケアセンターをつくり、平成20年より事業を開始した。</p> <p>産後ケアセンターは、多くの母子を受け入れ、乳児との生活への適応及び母の自己手当能力の向上の促進並びに地域における仲間づくり及び子育てに関する情報の提供等を行い、都市型の実家機能を補ってきた。こうして積み重ねてきた実績を受け継ぎ、区立の産後ケアセンターとして着実に事業を運営するため、この条例を定める。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子育てをしやすい環境づくりの促進及び児童虐待の未然防止を目的として、心身が不安定になりやすい産後の一定期間の母子に対する身体的及び精神的手当て並びに育児指導を専門に行う場において、特に支援が必要な母子及びその家庭を対象として行う産後ケアセンター事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(施設)</u> 第3条 センターの施設（以下「施設」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する助産所（以下「助産所」という。）及び母子保健法に規定する産後ケアセンター（以下「産後ケアセンター」という。）とする。</p>	
<p>（事業の内容） 第4条 助産所又は産後ケアセンターで行う産後ケア事業（以下「事業」という。）の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 母子の心身の健康及び授乳、沐(もく)浴等の育児に関する指導及び相談対応に<u>関</u>すること。</p> <p>(2) 地域における母子の仲間づくりの支援及び子育てに関する情報の提供をすること。</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要なこと。</p> <p><u>(施設を使用することができる者)</u></p>	<p>（事業の内容） 第2条 事業の内容は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 母子の心身の健康及び授乳、沐(もく)浴等の育児に関する<u>こと</u>についての指導及び相談対応に<u>伴</u>い、当該母子の身体的及び精神的手当てに係る保健休養を目的とした施設を提供すること。</p> <p>(2) 地域における母子の仲間づくりの支援及び子育てに関する情報の提供をすること。</p> <p>(3) <u>前号</u>に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要なこと。</p>
<p>第5条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>事業を利用する者</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか区長が特に必要と認めた者</u> (事業を利用することができる者等)</p>	<p>(事業を利用することができる者等)</p>
<p>第6条 事業を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者及びその子（生後4箇月未満の者に限る。）とする。</p> <p>(1) 区内に住所を有すること。</p> <p>(2) 産後4箇月未満の者で、心身の健康又は育児に対する不安等を抱えていること。</p> <p>(3) 前号の不安等について、家族等からの支援を受けることができないこと。</p>	<p>第3条 事業を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者及びその子（生後4箇月未満の者に限る。）とする。</p> <p>(1) 区内に住所を有すること。</p> <p>(2) 産後4箇月未満の者で、心身の健康又は育児に対する不安等を抱えていること。</p> <p>(3) 前号の不安等について、家族等からの支援を受けることができないこと。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項に定めるもののほか、事業を利用する必要があると区長が認める者は、同項各号に掲げる要件を満たさない者であっても事業を利用することができる。</p> <p>3 事業（助産所で行うものに限る。以下この項において同じ。）を利用する者が現に監護する者（6歳以下の未就学の者に限る。）であって、事業を利用することによりその間の監護を欠くこととなるものは、事業の利用に伴い施設助産所を使用することができる。</p> <p>（人員、設備及び運営の基準）</p> <p>第7条 センターの人員、設備及び運営について必要な基準は、母子保健法施行規則（昭和40年12月28日号外厚生省令第55号）に定める産後ケア事業の実施基準その他規則で定めるものとする。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、事業を利用する必要があると区長が認める者は、同項各号に掲げる要件を満たさない者であっても事業を利用することができる。</p> <p>3 事業を利用する者が現に監護する者（6歳以下の未就学の者に限る。）であって、事業を利用することによりその間の監護を欠くこととなる者は、事業の利用に伴い第5条に規定する施設（同条第1号に掲げる施設を除く。）を使用することができる。</p> <p>（実施場所）</p> <p>第4条 事業を実施する場所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 名称 世田谷区立産後ケアセンター</p> <p>（2） 位置 東京都世田谷区桜新町二丁目29番6号</p> <p>（施設）</p> <p>第5条 世田谷区立産後ケアセンター（以下「センター」という。）の施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 静養室（母子用）</p> <p>（2） 静養室（家族用）</p> <p>（3） 静養室（身体障害者用）</p> <p>（4） 多目的室</p> <p>（5） 食堂及び厨房</p> <p>（6） 相談室</p> <p>（7） 乳児室</p> <p>（8） デイルーム</p> <p>（人員、運営及び衛生管理の基準）</p> <p>第6条 センターの人員、運営及び衛生管理について必要な基準は、規則で定める。</p>

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第8条 センターの休館日は、3月29日から同月31日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第9条 センターの利用時間は、規則で定める。</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第10条 事業を利用しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 事業を利用しようとする者又は第6条第3項の規定により施設を使用しようとする者が伝染性疾患を有する者であるとき。</p> <p>(2) 事業を利用しようとする者又は第6条第3項の規定により施設を使用しようとする者が秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑となる行為をするとき。</p> <p>(3) <u>施設に空室が生じていないとき。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が事業の利用を不相当と認めるとき。</p> <p>(利用条件)</p> <p>第11条 区長は、事業の利用の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。</p> <p>(承認の取消し等)</p> <p>第12条 区長は、事業の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。</p> <p>(1) 事業の利用の目的又は条件に違反したとき。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第7条 センターの休館日は、3月29日から同月31日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第8条 センターの利用時間は、規則で定める。</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第9条 事業を利用しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 事業を利用しようとする者又は第3条第3項の規定により施設を使用しようとする者が伝染性疾患を有する者であるとき。</p> <p>(2) 事業を利用しようとする者又は第3条第3項の規定により施設を使用しようとする者が秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑となる行為をするとき。</p> <p>(3) <u>静養室(母子用)、静養室(家族用)及び静養室(身体障害者用)に空室が生じていないとき。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が事業の利用を不相当と認めるとき。</p> <p>(利用条件)</p> <p>第10条 区長は、事業の利用の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。</p> <p>(承認の取消し等)</p> <p>第11条 区長は、事業の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。</p> <p>(1) 事業の利用の目的又は条件に違反したとき。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 利用者又は第6条第3項の規定により施設を使用する者が他人に迷惑をかけ、又は施設及び設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>(利用料)</p>	<p>(2) 利用者又は第3条第3項の規定により施設を使用する者が他人に迷惑をかけ、又は施設及び設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>(利用料)</p>
<p>第13条 事業の利用料は、別表に定める額とする。</p>	<p>第12条 事業の利用料は、別表に定める額とする。</p>
<p>2 利用者は、利用料を指定された期限までに、納付しなければならない。</p> <p>(利用料の減免)</p>	<p>2 利用者は、利用料を指定された期限までに、納付しなければならない。</p> <p>(利用料の減免)</p>
<p>第14条 区長は、特別の理由があると認めたときは、前条第1項の利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料の不還付)</p>	<p>第13条 区長は、特別の理由があると認めたときは、前条第1項の利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料の不還付)</p>
<p>第15条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(施設等の変更禁止等)</p>	<p>第14条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(施設等の変更禁止等)</p>
<p>第16条 利用者は、事業の利用に係る施設等の使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p>	<p>第15条 利用者は、事業の利用に係る施設等の使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p>
<p>第17条 利用者は、事業の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>	<p>第16条 利用者は、事業の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>

改正後	改正前
<p>(原状回復の義務)</p> <p>第18条 利用者は、事業の利用に係る施設の使用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。第12条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。</p>	<p>(原状回復の義務)</p> <p>第17条 利用者は、事業の利用に係る施設の使用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。第11条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第19条 利用者は、事業の利用に際し、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第18条 利用者は、事業の利用に際し、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第1条 この条例は、平成30年4月1日(次条において「施行日」という。)から施行する。</p>	<p>第1条 この条例は、平成30年4月1日(次条において「施行日」という。)から施行する。</p>
<p>(準備行為)</p> <p>第2条 区長は、第10条第1項の規定による承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。</p>	<p>(準備行為)</p> <p>第2条 区長は、第9条第1項の規定による承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。</p>
<p>附 則 (平成30年3月6日条例第32号)</p>	<p>附 則 (平成30年3月6日条例第32号)</p>
<p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の規定は、平成30年10月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の規定は、平成30年10月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 (令和■年■月■日条例第■号)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	

改正後					改正前						
別表（第13条関係）					別表（第12条関係）						
種別	利用形態	利用料			被保護者	種別	利用形態	利用料			被保護者
		所得割課税額（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合には、前年度分の所得割課税額）が0円以外の世帯に属する者	所得割課税額（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合には、前年度分の所得割課税額）が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者					所得割課税額（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合には、前年度分の所得割課税額）が0円以外の世帯に属する者	所得割課税額（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合には、前年度分の所得割課税額）が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者		
1 第4条第1号に掲げる事業を利用する場合（次項又は3の項に定める場合に該当するとき は、それぞれ次項又は3の項に定める額を加算す	宿泊（1泊目）	母子1組につき 9,000円	母子1組につき 3,000円	母子1組につき 0円	1 第2条第1号に掲げる事業を利用する場合（次項又は3の項に定める場合に該当するとき は、それぞれ次項又は3の項に定める額を加算す	宿泊（1泊目）	母子1組につき 9,000円	母子1組につき 3,000円	母子1組につき 0円	1 第2条第1号に掲げる事業を利用する場合（次項又は3の項に定める場合に該当するとき は、それぞれ次項又は3の項に定める額を加算す	
	宿泊（2泊目以降）	母子1組につき 4,500円	母子1組につき 1,500円	母子1組につき 0円		宿泊（2泊目以降）	母子1組につき 4,500円	母子1組につき 1,500円	母子1組につき 0円		
	日帰り	母子1組につき 3,000円	母子1組につき 1,000円	母子1組につき 0円		日帰り	母子1組につき 3,000円	母子1組につき 1,000円	母子1組につき 0円		

改正後					改正前				
る。) 2 第6条第3項の規定により、事業を利用する子の兄又は姉（次項に規定する多胎妊娠に係る子に該当する者を除く。）が施設を使用する場合	宿泊（1泊目）	1人につき 3,400円	1人につき 1,800円	1人につき 0円	る。) 2 第3条第3項の規定により、事業を利用する子の兄又は姉（次項に規定する多胎妊娠に係る子に該当する者を除く。）が施設を使用する場合	宿泊（1泊目）	1人につき 3,400円	1人につき 1,800円	1人につき 0円
	宿泊（2泊目以降）	1人につき 1,700円	1人につき 900円	1人につき 0円		宿泊（2泊目以降）	1人につき 1,700円	1人につき 900円	1人につき 0円
	日帰り	1人につき 1,000円	1人につき 600円	1人につき 0円		日帰り	1人につき 1,000円	1人につき 600円	1人につき 0円
3 事業を利用する子が多胎妊娠に係る子の1人である場合の当該利用に係る子以外の多胎妊娠に係る子が事業を利用する場合	宿泊（1泊目）	1人につき 1,000円	1人につき 500円	1人につき 0円	る。) 3 事業を利用する子が多胎妊娠に係る子の1人である場合の当該利用に係る子以外の多胎妊娠に係る子が事業を利用する場合	宿泊（1泊目）	1人につき 1,000円	1人につき 500円	1人につき 0円
	宿泊（2泊目以降）	1人につき 500円	1人につき 250円	1人につき 0円		宿泊（2泊目以降）	1人につき 500円	1人につき 250円	1人につき 0円
	日帰り	1人につき 250円	1人につき 120円	1人につき 0円		日帰り	1人につき 250円	1人につき 120円	1人につき 0円

備考

- この表において「所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1

備考

- この表において「所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1

改正後	改正前
<p>号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。</p> <p>3 この表において「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。</p>	<p>号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。</p> <p>3 この表において「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。</p>

< 参考 >

平成20年3月 世田谷区で全国に先駆けて「産後ケアセンター桜新町」を開設
心身ともに不安定になりやすい産後の母子を支援
重篤化しやすい乳児期の児童虐待の未然防止

ニーズの高さ

利用希望者の増加
他自治体からの多くの視察

世田谷区としての考え

視察も多く、産後ケアに特化した施設として全国に広げたい



【当初の課題】政府の少子化対策大綱（2013年）に位置付けられたが、全国初の取組みのため、法律上の明確な位置づけが無く、国や都と調整の上、事業の位置づけを整理してスタート

事業の位置づけ	児童福祉法に規定する「子育て短期支援事業」に準ずる事業 社会福祉事業等に位置づけられていないため、消費税が課税される。
建物の位置づけ	建築基準法上の「老人福祉センター、児童厚生施設」に準ずる施設 床面積（600㎡以上）により、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域に建築できない。
宿泊の位置づけ	旅館業法の適用を受ける 受付カウンターや宿泊者名簿の備え付けなど、事業運営に必ずしも必要でない基準を満たす必要あり。

平成27年度
地方分権改革に関する提案募集方式の活用

産後ケア事業に法的な位置づけを要望
センター設置に伴う各種法の規制緩和

提案に対する国の対応方針【閣議決定】（H27.12）

産後ケア事業については、実施に当たっての留意点等を定めるガイドラインの策定に向けて、事業内容の明確化、衛生管理の方法等について検討し、平成28年度中に結論を得る。

提案に対する国の対応方針【閣議決定】（H28.12）

実施に当たっての留意点（旅館業法との関係を含む）等を記載したガイドラインを策定し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。

平成29年8月 厚生労働省より産後ケア事業ガイドライン発出

- 市区町村独自基準（助産所に準じた基準）を定めることにより、以下2点が明確化された
- (1) 病院や病床を有する診療所、助産所以外でも実施することが可能
 - (2) 旅館業法は適用除外

厚生労働省ガイドラインを踏まえて

平成29年10月 「世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例」を制定
法定化を見据え、事業目的と実施根拠の明確化のため制定

条例前文（抜粋）

産後ケアセンターは、多くの母子を受け入れ、乳児との生活への適応及び母の自己手当能力の向上の促進並びに地域における仲間づくり及び子育てに関する情報の提供等を行い、都市型の実家機能を補ってきた。こうして積み重ねてきた実績を受け継ぎ、区立の産後ケアセンターとして着実に事業を運営するため、この条例を定める。

【ガイドライン（平成29年8月発出）後の引き続きの課題】

法律上の位置づけが無い

助産師の従事場所として「10床以上の産後ケアセンター」が当てはまらない

医療法 第二条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

2 助産所は、妊婦、産婦又はじよく婦十人以上の入所施設を有してはならない。

運営経費に対する財政支援が実態に即していない

国補助金は人口区分による一律基準額であり、運営経費と乖離している。

令和元年12月 「母子保健法の一部を改正する法律」が、第200回国会にて成立

法案概要：市町村に「産後ケア事業」実施の努力義務を規定

国の補助事業（市町村事業）とされてきた「産後ケア事業」が、法により実施努力を求められる事業として位置づけられた（産後ケア事業の全国展開を目指し、法的な位置づけがなされた）。

事業内容：

実施類型： 短期入所型、 通所型（デイサービス型）、 居宅訪問型（アウトリーチ型）

実施施設： 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設

施行日：令和3年4月1日

法的な位置づけにより全国で産後ケアセンターが
設置しやすくなる

- 第一種低層住居専用地域に建築可能
- 旅館業法の適用除外
- 助産師の保健指導ができる施設として位置づけ



令和3年3月 世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正

区立産後ケアセンターを母子保健法に基づく産後ケア事業を実施する施設として位置づけることとし、そのために必要な規定の整備を図るため、条例の一部を改正

- 条例名を「世田谷区立産後ケアセンター条例」に改める。
- センターの施設を医療法に規定する助産所及び母子保健法に規定する産後ケアセンターとする。
- 母子保健法に基づく施設を運営するにあたり、その他必要な規定を整備

施行日：令和3年4月1日

課題：安定したサービスを提供するため、運営経費に対する国の財政支援の拡充が不可欠